

写

答 申 書

八潮市特別職報酬等審議会

八 特 報 審 第 2 号

令和6年11月12日

八潮市長 大 山 忍 様

八潮市特別職報酬等審議会

会 長 藤 波 達 也



議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について

(答申)

令和6年10月21日付け八潮人第269号で意見を求められたことについて、
慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

- 1 報酬等の額は、次のとおりとすることが適切である。

議 長	報 酬 月 額	460,000 円 (現行 455,000 円)
副 議 長	報 酬 月 額	420,000 円 (現行 415,000 円)
常 任 委 員 長	報 酬 月 額	405,000 円 (現行 400,000 円)
議会運営委員長	報 酬 月 額	405,000 円 (現行 400,000 円)
議 員	報 酬 月 額	400,000 円 (現行 395,000 円)

市 長	給 料 月 額	905,000 円 (現行のとおり)
副 市 長	給 料 月 額	775,000 円 (現行のとおり)
教 育 長	給 料 月 額	725,000 円 (現行のとおり)

- 2 実施時期

改定の実施時期は、令和7年4月1日とすることが適切である。

【 答 申 説 明 】

1 はじめに

本審議会は、平成27年度に開催された審議会時に、特殊な事情等がある場合を除き、原則、3年に一度程度、報酬等の額の検証を行うことが望ましいとの付帯意見が提出されたことを踏まえ、前回の開催時から3年経過した本年に、市長からの諮問を受け、開催されることとなった。

令和6年10月21日、11月12日の延べ2回にわたり会議を開き、市民の代表として公平不偏の立場を堅持し、市民感情に十分配慮した上で、慎重に審議を行った。

審議については、県内全市における財政状況や報酬額等の状況、社会経済情勢等を総合的に比較分析し検討を行い、様々な立場から意見交換を行った結果、今回の答申に至ったところである。

2 報酬等の改定について

(1) 議員等の報酬月額について

本市の議員については、令和3年の審議会以降も定数21人で変更はないが、人口増加に伴い「議員一人当たりの人口数」は増加しており、全国的に人口減少が進むなか、本市においては、議員の負担が増加している状況となっている。

また、議員等の報酬月額について、県内の類似団体と比較したところ、一部においては、相対的に低い水準の職もある状況である。

さらに、平成28年度に引上げが行われて以来、長期間にわたり議員等の報酬月額の改定が行われていないが、地方議会議員においては、報酬水準が低いこと等の理由により、全国的に成り手不足が懸念されているところである。

こうした状況や昨今の社会経済情勢を総合的に勘案し、議員等の報酬月額については、引き上げることが妥当であると判断したところである。

なお、議員等の報酬月額の引上げ額については、「議員一人当たりの人口数」に着目した。議員一人当たりの人口数は、「報酬等据置き」の判断をした令和3年では4,405人、令和6年では4,480人と75人増加しており、増加率は約1.7%となっている。

そこで、議員の報酬月額395,000円に、この増加率を乗じて得た額を加えると401,715円となるが、これまでの改定が5,000円単位

で引き上げられていることを踏まえ、議員の報酬月額を5,000円引き上げることが妥当であると考える。

なお、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長については、議員の報酬月額の引上げに準じて、一律5,000円の改定とした。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料月額について

市長、副市長及び教育長の給料月額についても、議員等と同様に県内類似団体と比較したところ、概ね妥当な水準であった。

本市の人口については、「報酬等据置き」の判断をした令和3年以降も少しずつではあるが、着実に増加を続けていることから、市長、副市長及び教育長の負担も議員等と同様に増加している状況である。加えて、昨今の社会経済情勢も踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を議員等と同様に引き上げることにについても、検討を行ったところである。

しかしながら、本市においては、県内類似団体との比較において、「標準財政規模」や「財政力指数」といったプラスの指標は高いものの、一方で、「実質公債費比率」や「将来負担比率」といったマイナスの指標も高い状況にある。

こうした状況を総合的に勘案し、地方自治体の経営責任者である市長、副市長及び教育長の給料月額については、据え置くことが妥当であると判断したところである。

3 その他

今回の審議会は、平成27年度に開催された審議会時の付帯意見で、原則、3年に一度程度、報酬等の額の検証を行うこととしたことにより開催されたものであり、前回に引き続き社会経済情勢等の変化に柔軟に対応することが可能となっている。

このことは、今回の審議会において報酬等の額が妥当であるか否かの判断を可能とした要因の一つであると考えられるため、今後も定期的に報酬等の額の検証を行うことが重要であると考える。

以 上